

# 公共建築工事標準単価積算基準の改定について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

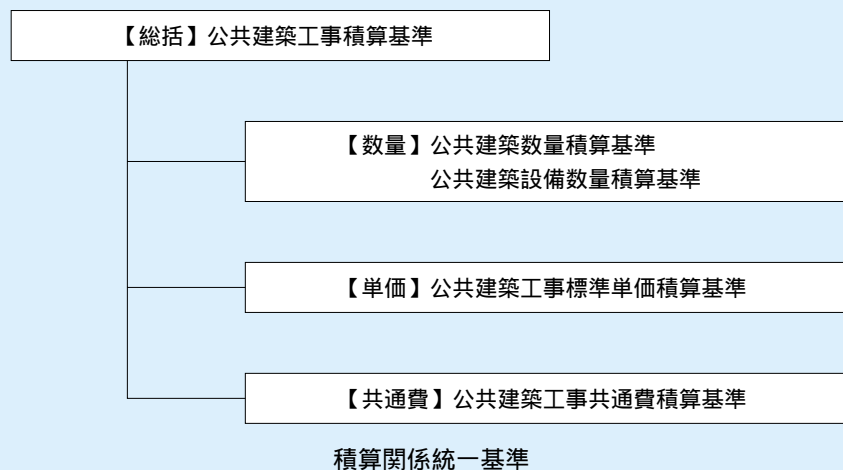
## 1. はじめに

「公共建築工事標準単価積算基準」(以下「単価積算基準」という)は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価および価格に関する基本的事項を定めている基準であり、官庁営繕事業に関する積算基準類の一つです(図)。これら積算基準類は、国土交通省のほか各府省庁においても運用される統一基準として位置付けられるものです。

単価積算基準は昨年度末に改定を行っており、以下にその改定概要について紹介します。

## 2. 単価積算基準の概要

工事費積算で用いる単価および価格には、材料価格、単位施工当たりの単価(複合単価)、元請業者と下請専門工事業者間の取引価格の調査に基づく市場単価および専門工事業者等からの見積価格等を参考に価格を定め一式として取り扱う価格などがあります。



単価積算基準では、これらの単価および価格の算定方法や市場単価の取り扱い、単価および価格の適用に当たっての基本事項を定めています。また、複合単価の算定に当たっては材料、労務、機械器具等の各要素の単位施工当たりが必要となる数量から構成される歩掛を用いますが、単価積算基準において工事費積算に用いる標準的な歩掛として、建築工事について仮設、土工等の計24工種、電気設備工事について配線工事、電灯設備等の計22工種、機械設備工事について配管工事、空調和機器等の計19工種の標準歩掛を定めています。

### 3. 主な改定内容

公共建築工事標準仕様書の建築工事編、電気設備工事編および機械設備工事編のそれぞれが昨年度末に改定されています。単価積算基準の主な改定内容は、これらの公共建築工事標準仕様書の改定に伴うもので、仕様等の追加・変更があった工種に係る標準歩掛についての追加・変更を行っています。

#### (1) 建築工事に係る主な改定内容

足場等からの墜落防止等の対策強化を図るための労働安全衛生規則が改正され、平成21年6月1日から施行されています。また、建設業における足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の一層の推進を図るため「手すり先行工法等に関するガイドライン」が厚生労働省から示されています。

これを受け、国土交通省では営繕工事について設計図書に、足場を設ける場合は「手すり先行工法等に関するガイドライン」による足場とする旨の記載を行い、また工事費積算においてはこれらの費用を適切に計上するよう運用により対応してきたところです。

今回の単価積算基準の改定では、これらの運用で対応してきた足場関係の歩掛について、改めて統一基準として改定を行っています。具体的には「枠組本足場」「単管本足場」「内部躯体足場」および「内部仕上足場」の歩掛の改定およびこれらの足場に係る「仮設材運搬」の歩掛を改定しています。その他に標準仕様書の改定に合わせ「床タイル」「モザイクタイル」の歩掛の改定等を行っています。

#### (2) 電気設備工事に係る主な改定内容

標準仕様書の改定に合わせ「金属トラフ」の歩掛の追加や「蛍光灯器具」の歩掛の改定等を行っています。

#### (3) 機械設備工事に係る主な改定内容

氷蓄熱空調システムを用いた事例が増えてきたことから標準仕様書に現場施工形氷蓄熱システム用ブライン管が追加されており、これに伴い「配管用炭素鋼管(黒)(ブライン)」の歩掛を追加しています。その他に標準仕様書の改定に合わせ「配管保温撤去」の歩掛の改定等を行っています。